

令和5年度矢巾町がんばる中小企業者応援事業補助金 交付案内

矢巾町では、前年度に引き続き、ポストコロナを見据えた新分野への進出、新たな販路の開拓、生産性の向上等に取り組む町内事業者に対して支払った経費を補助することで事業活動を応援します。

対象者

- 矢巾町内に店舗・事業所を有する中小企業者であること（農業、林業、漁業除く）
- 申請日時時点で事業を行っており、補助金交付後も矢巾町内で事業を継続する意思があること
- 直近の法人税の確定申告または所得税の町県民税申告を行っていること
- 新型コロナウイルス感染症に係る業種別のガイドライン等を踏まえた適切な感染症対策を講じていること
- 矢巾町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 宗教的または政治的団体でないもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと

補助対象経費

町内の事業所において用いるもののうち、令和5年4月1日から11月30日までに支払った経費
※令和4年度にがんばる中小企業者応援事業補助金の交付決定を受けた同一内容の経費を除く

新分野進出事業	販路開拓事業	生産性向上事業
新分野に進出する取組	売上向上を目的に新たな顧客や取引先の確保につなげる取組 販路開拓を目的として岩手県内外の展示会の出展や県外企業への訪問型営業等の取組	生産性向上に直接的に寄与する設備の導入 業務効率化を目的とした ICT ツールの導入
<p>①設備導入費 取組に必要な設備導入に要する経費（システム構築費、技術導入費、運搬費等）</p> <p>②広告宣伝費 パンフレット、ポスター、チラシ作成に関する経費 ウェブサイトやECサイト等の構築や更新等に要する経費</p> <p>③委託費 取組に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費 ※自ら実行することが困難な業務に限る</p> <p>④外注費 取組に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費（工事費、修繕費等） ※自ら実行することが困難な業務に限る</p> <p>⑤展示会等出展費用 新商品や自社商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費（運搬費、会場使用料、旅費等） ※オンラインによる展示会・商談会等を含む ※レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く</p>		

補助金額

補助率 1 / 2 上限 20万円

申請受付期間

令和5年10月2日（月） ～ **令和5年12月28日（木）** 当日消印有効

申請期間内に、必要書類を提出してください。（窓口を持参 又は 郵送）

※ 交付が受けられるのは1事業者につき1回限りです。

提出書類

1	交付申請書（様式第1号）
2	誓約書（様式第2号）
3	事業を行っていることが確認できる書類
	【個人】 令和4年分確定申告書第一表の写し
	【法人】 直近の法人税確定申告書（確定申告書別表第一） または、 3か月以内に取得した登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
共通	※申告書で矢巾町内の事業所住所が確認できない場合、以下の書類も提出 願います ①事業所住所の分かるもの ②事業所の外観の写真 ③事業所の内観の写真
4	補助対象経費等が確認できる書類（支払領収書、レシート等の写し） ※補助対象経費により購入（利用）した内容がわかる書類も提出願います （パンフレットや写真等）
5	実績報告書兼請求書（様式第5号）
6	振込口座が確認できる書類

様式のダウンロードや記入例については矢巾町ホームページを
ご覧ください。



問い合わせ先

矢巾町産業観光課商工振興係（〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123）

電話：019-611-2602（直通）

メール：sangyosinko_skb@town.yahaba.iwate.jp